

合同会議の検討事項と進め方について

1. 目的

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正・公布（令和 4 年 6 月 17 日）され、令和 7 年度以降、原則全ての住宅・建築物について省エネ基準への適合を義務化するほか、増改築を行う場合における省エネ基準への適合義務について、増改築部分のみ省エネ基準への適合を求めることとなっている。

また、社会資本整備審議会答申「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次答申）及び建築基準制度のあり方（第四次答申）（令和 4 年 2 月 1 日）」、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、省エネ基準への適合確保のための適合義務制度の対象範囲の拡大に伴い、適合確認における申請側・審査側の負担軽減を図ることや、改正法が円滑に施行される環境を整備することが求められている。

こうした状況を踏まえ、住宅・建築物の省エネルギー性能等に係る基準の取扱いについて検討する必要があることから、合同会議で検討する。

2. 検討事項

住宅・非住宅建築物の省エネルギー性能に係る次の基準について

- （１）省エネ基準への適合性評価ルートの合理化について【審議】
- （２）増改築時における省エネ基準への適合性の評価について【審議】
- （３）気候風土適応住宅の取扱いについて【審議】
- （４）その他（非住宅建築物の評価方法の合理化について）【報告】

3. 検討体制

2.（１）～（３）については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）において定める基準に係る事項であることから、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ」及び「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会」の合同会議において検討を行う。

4. 検討の進め方

（令和 5 年）

5 月 24 日 合同会議（2.（１）～（３））

（～パブリックコメント～）

<公布・施行予定時期>

(令和5年)

秋頃 公布(2.(1)～(3))

(令和7年)

春頃 施行(2.(1)～(3))